

## 能美市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車乗車時におけるヘルメットの着用を促進し、事故被害の軽減に寄与するとともに、交通安全に対する意識の高揚を図るため、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のアからウまでのいずれかの認証等を受けたものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ その他ア又はイに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 補助券 市長が発行する自転車用ヘルメット購入補助券及び誓約書をいう。

(3) 特定取引 補助券を対価の一部の弁済手段として使用するヘルメットの購入をいう。

(4) 事業協力店 本市においてヘルメットを販売する事業者及び能美市立中学校と提携しているヘルメットを販売する事業者で、本事業に対して協力を申し込み、市長の登録を受けた店舗をいう。

(補助券の発行等)

第3条 ヘルメットを購入しようとする者(以下「ヘルメット購入者」という。)で、次の各号のいずれにも該当するものは、ヘルメットを購入する前に、自転車用ヘルメット購入補助券発行申込書(様式第1号)により、市長に対して補助券(様式第2号)の発行を申し込む。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載され、かつ、市内に居住している者
- (2) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等の滞納がない者
- (3) 事業協力店において、新品のヘルメットを購入しようとする者
- (4) ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことに了承する者
- (5) 事業協力店が補助金の交付申請、請求及び受領のため、補助券に記載される情報を本市へ提供することを了承する者

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、補助券の発行の対象であると認めるときは、ヘルメット購入者に補助券を発行する。

3 補助券を発行できる回数は、別表に定めるとおりとする。

(補助券の利用)

第4条 ヘルメット購入者は、事業協力店において、身分証明書を提示の上、補助券を利用してヘルメットを購入することができる。

2 事業協力店は、ヘルメット購入者から提出された補助券の記載内容を身分証明書により確認の上、ヘルメットの販売価格(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)から1,000円を差し引いた額の支払を受けるものとする。この場合において、販売価格が1,000円を下回るときは、当該販売価格の額を差し引く。

3 補助券は、ヘルメット1個の購入につき1枚に限り利用することができる。

4 補助券は、ヘルメット購入者と事業協力店の間における特定取引においてのみ利用することができる。ただし、他の補助制度と併用する場合は、利用することができない。

5 補助券の利用期限は、前条第1項の規定により申込みを行った日の属する年度の末日までとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付の対象とする者は、事業協力店とする。

2 事業協力店は、次に掲げる誓約事項に同意の上、自転車用ヘルメット購入補助事業協力店登録申込書(様式第3号)を市長に提出する。

- (1) ヘルメットを購入する補助対象者に対して、使用方法及びサイズ選定等の説明を適切に行うこと。
- (2) この告示に規定する補助金の交付申請及び請求を適正に行うこと。
- (3) ヘルメット購入者が提出する補助券の記載内容を身分証明書等により確認した上で補助対象事業を行うこと。
- (4) 補助事業にかかる帳簿その他の資料を常備し、市が必要があると認めるときは提示又はその内容を報告すること。
- (5) 能美市暴力団排除条例(平成24年能美市条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 事業協力店の確認誤りなどにより補助対象者との間で発生した問題は、当事者間で処理すること。
- (7) 事業協力店として取り扱う個人情報については、漏らさないこと及びこの事業の目的以外に使用しないこと。

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を確認し、相当と認めるときは、能美市自転車用ヘルメット購入補助事業協力店登録台帳(様式第4号)に登録するものとする。

(補助金の対象経費及びその額)

第6条 補助金の対象となる経費及びその額は、第4条第2項の規定によりヘルメットの販売価格から差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 事業協力店は、補助金の交付を受けようとするときは、能美市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書及び実績報告書(様式第5号)に第4条第1項の規定により利用された補助券を添えて、当月1箇月分を取りまとめの上、翌月の10日(3月分については同月31日)までに市長に提出する。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、能美市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第6号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた事業協力店は、自転車用ヘルメット購入補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(要件を欠いた場合の届出)

第10条 補助券の発行を受けた者で、補助券を使用する前に要件を欠いたものは、市長にその旨を届け出るものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、事業協力店又は補助券の発行を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 申請の内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、不適切な行為が判明したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条に規定する取消しを行った場合において、補助金の当該取消しにかかる部分について既に事業協力店に補助金を交付しているときは、事業協力店又は補助券の発行を受けた者に対して、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	回数
12歳以下(中学生を除く。)	小学校を卒業する年度の末日までに3回。ただし、同一の者につき2回目以降の補助券の交付を受けようとするときは、補助券を使用した日の属する年度からその翌

	々年度までの間は、補助券を交付しない。
中学生	中学校在学中に 1 回
15 歳以上(中学生を除く。)	1 回